

## 公共事業における地元産材の活用を求める意見書

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月1日に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、国の基本方針が新たに策定されたことを受けて、当県をはじめ各都道府県は基本方針を改正し、木材利用促進の対象を公共建築物から建築物一般に拡大した。一方で、新しく整備される低層の公共建築物の3割が木造となっているものの、非住宅・中高層建築物の木造率は依然として低位となっており、建築分野等での更なる木材の利活用が求められている。

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っている。また、森林から生み出される木材は、加工時のエネルギー消費が比較的少なく、利用中は二酸化炭素を長期に貯蔵し、利用後も化石燃料の代替となる木質バイオマスエネルギーとして再利用できる持続可能な資源であり、2050年カーボンニュートラルの実現や世界共通の目標であるSDGsの達成に貢献する資材である。

当県では、木造の仮設住宅や、CLT（直交集成板）などの新たな技術による復興公営住宅を建設しており、また、海岸防災林の整備に当たり設置する防風柵に県産間伐材等を活用するなど、公共建築物の木造化・木質化を推進している。

国内の森林を守るとともに、森林を守るための整備を適切に行う林業経営を持続可能なものとするため、国が行う公共事業においては、更なる国産材の利用が求められており、特に、地域の林業・木材産業を持続的に成長させ、地域の経済社会の発展に資するよう、当該都道府県内の森林から生産された木材（以下「地元産材」という。）の活用を推進すべきである。

よって、国においては、公共事業において地元産材の更なる利活用を推進することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣 宛 て  
農 林 水 産 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
国 土 交 通 大 臣

福島県議会議長 渡 辺 義 信